◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成25年6月21日

新潟県選挙管理委員会 委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m²)	指定年月日
松野尾地域コミュニ	新潟市西蒲区松野尾	多目的ホール1	79. 50	平成25年6月7日
ティセンター	2852 番地 3	多目的ホール2	89. 43	
西川総合体育館	新潟市西蒲区善光寺 369 番地 1	アリーナ	1, 447. 00	